

平成 27 年度 事業計画

社会福祉法人 札幌肢体不自由福祉会

1 法人の基本方針

誰もが人として認められ、幸せに生きることができる社会の実現を目指すとともに、地域との結びつきを重視し、利用者及びその家族が地域住民との交流の機会が確保されるよう努めます。

また、事業運営にあたっては、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、個人の尊重及び自立支援を基礎に、利用者本位の良質かつ適切な福祉サービスを提供します。

2 運営理念

- (1) 重度障がい児者の尊厳を守るとともに、「利用者本位の運営」を行います。
- (2) 地域の方々との交流を深め、「社会参加の促進」を図ります。
- (3) 重度障がい児者に対する「日常生活の支援」を図ります。
- (4) 一般就労が困難な重度障がい児者に対し、「創作的活動の機会」を提供します。
- (5) 当事者団体だからこそできる「思いを形」にします。

3 理事会、評議員会及び監事監査の開催予定

- (1) 理事会 5月、10月、3月
- (2) 評議員会 5月、10月、3月
- (3) 監事監査 5月、8月、11月、2月

上記定例会のほか、必要に応じ臨時会を開催する。

4 実施事業

(1) 第二種社会福祉事業

- ・ 障害福祉サービス（生活介護事業 「O・H・G（おはぎ）」）
- ・ 障害福祉サービス（居宅介護事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」）
- ・ 障害福祉サービス（重度訪問介護事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」）

(2) 公益事業

- ・ 地域共同作業所（小規模共同作業所 ふれあいセンター翔）

なお、新規生活介護事業所の開設に併せて当該地域共同作業所を生活介護事業に移行し、閉鎖する予定である。

5 新規生活介護事業所の開設

現状の生活介護事業所の利用待機者の受け入れ及び市内全域送迎による利用者の負担軽減並びに地域共同作業所の生活介護事業への移行に向けて、利用者が必

要とするサービスを提供しながら、新規生活介護事業所の開設に向け事業を行っていく。

事業の整備計画は次のとおり

(1) 対象施設の概要

- ①施設の名称及び所在地：名 称 生活介護事業所 翔（はばたき）（仮称）
所在地 札幌市南区南35条西10丁目6-25
- ②施設の種類・整備区分：生活介護（新規開設）
- ③事業開始予定日：平成27年秋予定
- ④利用定員（開所時見込）：定員20人（15人の予定）
- ⑤開所時予定従業者数：17人の見込

(2) 施設整備費に係る事業計画

- ①施設の規模構造：敷地の面積 630.19㎡
敷地の所有 民間所有地を賃貸借
建物の面積 1階308.25㎡、2階116.40㎡、424.65㎡
建物の構造 鉄骨造 2階建（民間から賃貸借）
施設整備の区分 既存の賃貸借建物の改修

②整備費内訳

ア 改修工事費	41,000千円
イ 設計監理費	3,300千円
ウ 設備備品整備費	7,730千円
エ 賃貸保証金	2,376千円
オ 仲介手数料	594千円
カ 合 計	55,000千円

③財源内訳

ア 福祉医療機構借入金	42,000千円
イ その他借入金	12,000千円
ウ 設置者負担金	1,000千円
エ 合 計	55,000千円

④当面する今後の予定

- 4月 改修工事入札（予定）
- 6月 生活介護事業者指定申請（札幌市）
定款変更（新事業所の追加等）、管理規則、経理規程、運営規程等の変更

なお、事業所開設までは本部区分で予算計上しているが、新事業所開設後は経理規程上新たな拠点区分を新設承認後、補正予算で計上することとなる。（開設後の当面する運営資金は、拠点区分間繰入での対応となる。）

平成 27 年度 事業計画

生活介護事業 O・H・G（おはぎ）

1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

また、利用者の家族や関係する事業所、地域、団体等との連携を図り、地域に密着した事業運営を行います。

2 支援方針及びサービス内容

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた質の高いサービスを提供します。

(1) 個別支援計画の作成

利用者及び家族のニーズに沿った支援計画の作成に努め、常に支援会議の中で検討していく。

(2) 食事サービスの提供

週 3 回の給食提供を行う。

(3) 入浴サービスの提供

利用者個々の希望に沿った入浴の提供を、月～金曜日に行う。

(4) 送迎サービスの提供

市内全域での、ドアツードアの送迎を行う。利用者の増加に伴い、送迎車両の不足が見込まれるため、送迎車の増車により送迎を充実させていく。

また、ドライバー会議などを行い、より良い送迎体制を目指していく。

(5) 健康管理及びバイタルチェック

毎日朝の来所時等に、血圧、脈拍、体温の測定を行い、健康状態を把握していく。

(6) 創作的活動及び生産活動（布製品等の小物類の製作）、余暇活動

生きがいにつながる活動を提供していく。縫い物だけではなく、誰でもが参加できる内容の作業を取り入れていく。

月に 2 回、土曜日にレクレーションを行う。バラエティーに富んだ内容のレクレーションを提供していく。

(7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

午後の活動の前にラジオ体操を取り入れることで、身体の緊張を和らげ、午後の活動への気持ちの切り替えを促す。

昼休みなどに、車椅子から降りて体をリラックスさせる時間を作る。

(8) 社会参加の促進

地域での音楽会への参加、赤い羽根共同募金への参加など、地域との交流を深める。

(9) 生活相談

相談支援事業所、ヘルパーステーションの紹介など、利用者やご家族が必要とする情報の提供を行う。

(10) 前各号のサービスに附帯する便宜(日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言)

3 事業所の名称等

(1) 名称 生活介護事業 O・H・G (おはぎ)

(2) 住所 札幌市中央区北 8 条西 2 3 丁目 2 - 2 2 イベール 823 内

4 対象者及び利用定員

(1) 対象者 常時介護等の支援が必要な、在宅の障がい者で、障害程度区分 3 以上 (50 歳以上の場合は区分 2 以上) である者。

(2) 定員 1 日 20 人

(3) 平成 27 年 4 月からの利用予定者の状況

(単位：人)

区分	週の利用予定日数					計
	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	
3	0	1	3	1	0	5
4	0	1	0	0	4	5
5	0	4	0	1	2	7
6	7	1 2	4	2	2	2 7
計	7	1 8	7	4	8	4 4

※平均障害程度区分 区分 5

(単位：人)

区分	曜日毎の利用予定人数					計
	月	火	水	木	金	
3	2	2	4	5	2	1 5
4	4	5	4	4	5	2 2
5	4	6	3	4	5	2 2
6	1 5	1 1	1 3	1 1	1 2	6 2
計	2 5	2 4	2 4	2 4	2 4	1 2 1

※1 日平均利用予定人数 2 4. 2 人

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 毎週 月曜日～金曜日、第2, 4土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前10時～午後3時

6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

その他、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

- (1) 給食食材料費 1食 250円
(食事提供体制加算の無い方については実費 1食 350円)
- (2) 入浴利用料 1回 300円 (光熱水費、タオル等利用料)
- (3) その他レクリエーションなどの経費

7 工賃

授産収入から経費を差し引いた利益相当分を、工賃として支払うことを原則とするが、利用者の活動意欲、通所意欲につなげるため、一定の水準を保つようにし、年度内は同額の工賃とする。

工賃の計算は、その月の作業実施日に通所した日数で計算し、月末締め、翌月10日払とする。

8 職員体制等

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)
- (2) サービス管理責任者 1名 (常勤職員 1名)
- (3) 生活支援員 18名 (常勤職員 8名、非常勤職員 10名)
- (4) 看護職員 1名 (非常勤職員 1名)
- (5) 医師 1名 (嘱託 1名)
- (6) 運行管理員 1名 (常勤職員 1名)
- (7) 配膳員 1名 (非常勤職員 1名)
- (8) 送迎運転員 6名 (非常勤職員 6名)

9 日課及び年間予定

(1) 日課予定表 (1日の流れ)

- 10:00 朝の会、水分補給
バイタルチェック
個別支援 (生産活動、入浴、生産活動、体力づくり、日常生活訓練)
- 12:00 昼食、歯磨き、休憩
- 13:00 個別支援 (ラジオ体操、入浴、生産活動、体力づくり、日常生活訓練、レクリエーション、水分補給等)
- 15:00 帰りの会

(2) 年間行事予定表

4月 保護者会、郊外散策	10月 ふれあいフェスタ
5月 郊外散策	11月
6月 合同レク（5周年記念事業）	12月 合同年末レク
7月 郊外散策、避難訓練	1月 避難訓練
8月 郊外散策	2月 利用者意見交換会
9月 広報紙発行	3月 広報紙発行

※毎月第2、第4土曜日にレクレーションを行う。

10 職員研修、災害訓練等の予定

(1) 職員研修

職員の資質向上と意識の向上を図るため、日常の実践に活かせる職員研修を計画的に取り組む。また、障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待防止の研修も実施する。

- ・採用時研修 採用後3カ月以内 社会福祉協議会の研修等を利用
- ・内部研修 年2回 年2回の個別面談を含む
- ・外部研修 都度対応

(2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。
昨年設置した避難用スロープを活用した避難訓練も取り入れる。

- ・施設長 総指揮
- ・事業所責任者 連絡班担当
- ・生活支援員 避難誘導班担当
- ・看護師 救助班担当

11 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

平成 27 年度 事業計画

居宅介護事業ヘルパ°-ステーション DAI-ふく
重度訪問介護事業ヘルパ°-ステーション DAI-ふく

1 運営方針

(1) 居宅介護事業所

利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事その他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な居宅介護の提供に努めます。

(2) 重度訪問介護事業所

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な重度訪問介護の提供に努めます。

2 支援方針及びサービス内容

(1) 居宅介護事業所

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適正な居宅介護の提供に努めるとともに利用者及び家族の合意のもとに「居宅介護計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

- ① 居宅介護計画書の作成、評価
- ② 身体の介護（食事、排せつ、入浴、清拭・洗髪、衣類着脱等）
- ③ 通院ための乗車及び降車の介助
- ④ 家事援助（調理、洗濯、掃除・整理整頓、買物、関係機関との連絡等）
- ⑤ 日常生活の支援（常時支援を要する全身性障害者に対する日常生活支援）
- ⑥ 前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

(2) 重度訪問介護事業所

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅において適正な介護の提供に努めるとともに、利用者及び家族の合意のもとに「重度訪問介護計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

- ① 重度訪問介護計画書の作成、評価
- ② 身体の介護（食事、排せつ、入浴、清拭、洗髪、衣類着脱等）
- ③ 通院の介助
- ④ 家事援助（調理、洗濯、掃除・整理整頓、買物、関係機関との連絡等）

- ⑤ 日常生活の支援（常時支援を要する全身性障害者に対する日常生活支援）
- ⑥ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ⑦ 外出時における移動中の介護
- ⑧ 前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

3 事業所の名称等

- (1) 名称 ・居宅介護事業ヘルパ・ステーション DAI-ふく
・重度訪問介護事業ヘルパ・ステーション DAI-ふく
- (2) 住所 札幌市中央区北 8 条西 2 3 丁目 2 - 2 2 イベル 823 内

4 対象者

- (1) 居宅介護
在宅の障がい者で、障害程度区分が 1 以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である者。
- (2) 重度訪問介護
障害程度区分が 4 以上で、次のいずれにも該当する者。
 - ・二肢以上に麻痺等があること。
 - ・障害程度区分の認定調査項目に「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外である者。

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 毎週 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- (3) サービス提供日・時間
営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
また、営業日・営業時間以外の利用は個別に対応する。

6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。
この他、利用者負担金として、法人所有の車（ヘルパー所有の車を含む）を利用した場合、ガソリン代を徴収する。

7 職員体制等

- (1) 管理者（兼） 1 名（常勤職員 1 名）
- (2) サービス提供責任者 1 名（常勤職員 1 名）
- (3) 居宅介護従事者 6 名（常勤職員 2 名、非常勤職員 4 名）

8 職員研修等予定

職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・ 採用時研修 採用後3カ月以内 社会福祉協議会等の研修を取り入れる。
- ・ 内部研修 年2回 年2回の個別面談を含む。
- ・ 外部研修 都度対応

9 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

平成27年度 事業計画

地域共同作業所「小規模作業所ふれあいセンター 翔」

1 運営方針

在宅の重症心身障害児者に対し、身近な地域で継続的に支援の場を提供するとともに、日常生活動作や機能低下の防止等、生活リズムの確立を図ります。

また、健康及び体調管理に十分注意しながら、社会参加の促進を図ります。

2 支援方針及び支援内容

利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた良質で適切なサービスを提供します。

- (1) 個別支援プログラムの作成
- (2) 食事サービスの提供
- (3) 送迎サービスの提供
- (4) 健康管理等バイタルチェック

- (5) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (6) 社会参加の促進（体調管理に留意しながら、地域に出る機会の増加を図る）
- (7) 生活相談
- (8) 前各号のサービスに附帯する便宜（日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言）。

3 地域共同作業所の名称等及び利用定員

名称 小規模作業所ふれあいセンター 翔 定員10人
住所 札幌市白石区米里1条2丁目4-1 コーポビル 1F

4 対象者

原則として、市内に居住する15歳以上の在宅の障がいのある者。

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 毎週 月曜日～金曜日
- (2) 営業時間 午前9時30分～午後4時00分
- (3) サービス提供時間 午前10時～午後3時

6 利用料

作業所の利用料の額は、0円とする。

ただし、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

- (1) 食事提供負担金 1食 250円

7 職員体制等

- (1) 事業所責任者（兼） 1名（常勤職員 1名）
- (2) 生活支援員 3名（常勤職員 1名、非常勤職員 2名）
- (3) 看護師（兼） 1名（非常勤職員 1名）
- (4) 医師 1名（嘱託 1名）

8 日課及び年間予定

(1) 日課予定表（1日の流れ）

- 10:00 朝の会、水分補給
バイタルチェック
個別支援（体力づくり、情操活動、日常生活訓練、おむつ交換）
- 12:00 昼食介助、口腔ケア、休憩
- 13:00 個別支援（入浴、体力づくり、日常生活訓練、レクリエーション、おむつ交換、水分補給）
- 15:00 帰りの会

(2) 年間行事予定表

4月 保護者会、郊外散策	10月 ふれあいフェスタ
5月 郊外散策	11月
6月 合同レク（運動会等）	12月 合同年末レク
7月 郊外散策、避難訓練	1月 避難訓練
8月 郊外散策	2月 利用者意見交換会
9月 広報紙発行	3月 広報紙発行

9 職員研修、災害訓練等の予定

(1) 職員研修

職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・採用時研修 採用後3カ月以内 社会福祉協議会等の研修を取り入れる。
- ・内部研修 年2回 年2回の個別面談を含む。
- ・外部研修 都度対応

(2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。

- ・事業所責任者 総指揮
- ・生活支援員 連絡班担当
避難誘導班担当

10 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施